

佐渡市賃借料情報 令和3年10月発行

令和2年7月から令和3年6月までに締結された賃借料水準(10a当り)は以下のとおりとなっています。

農地法の改正により「標準小作料制度」は廃止されました。その代わりに過去1年間に締結(公告)された賃借料をもとに、平均額、最高額、最低額、データ筆数を賃借料情報として提供します。

この賃借料情報はあくまで目安となりますので、契約にあたっては農地の実情に応じ、両者で話し合いの上、賃借料を定めて下さい。

【田の実勢価格】

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
(参考)市内全域	8,900	17,400	2,000	3,531
両津地区	8,200	16,300	2,000	715
相川地区	6,200	14,200	2,700	274
佐和田地区	10,300	15,000	2,000	370
金井地区	8,900	14,800	2,900	773
新穂地区	10,500	14,500	4,000	438
畑野地区	8,900	14,500	2,700	292
真野地区	9,400	17,400	2,900	422
小木地区	10,800	14,200	3,300	48
羽茂地区	9,100	15,200	2,200	142
赤泊地区	6,300	11,800	2,100	57

【畑の実勢価格】

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数
市内全域 (普通畑・樹園地)	8,600	15,000	1,800	265

1. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
2. 著しく低額あるいは高額なデータ及び使用貸借は除いて算出しています。
3. 賃借料を物納(玄米)で行っている場合は、その算定を令和2年産米JA仮渡額「7,100円/30kg」で換算しています。

お問い合わせ先:佐渡市農業委員会 (電話63-5115)